

隠れ水俣病

<5>

「患者締め出し機関」

「審査会は患者を拾い出すよりフルイにかける機関だ」——水俣病であるかどうかを認定する公害被害者認定審査会について、未認定患者たちは、口々に強い不満を訴える。患者となるには、すべて審査会のOKが出なければならぬからだ。

審査会のあゆみ

現在の審査会は、さる四十四年、政府の「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」(以下公害被害救済法)が制定されてから誕生したもので、歴史はまだ短い。審査会の性格を考へる時、その歴史を振り返ってみる必要がある。

審査会がしきものが最初に発足したのは、さる三十四年十二月二十五日、厚生省の臨時機関として設置され、名称は「水俣病患者診査協議会」。その五日後の三十日に、チソンは患者と

の間に、見舞い金契約を結んでおり、同診査協議会の目的は、表向きは別として、見舞い金契約による補償金の受給資格者(患者)を認定することにおつたことは明白だ。

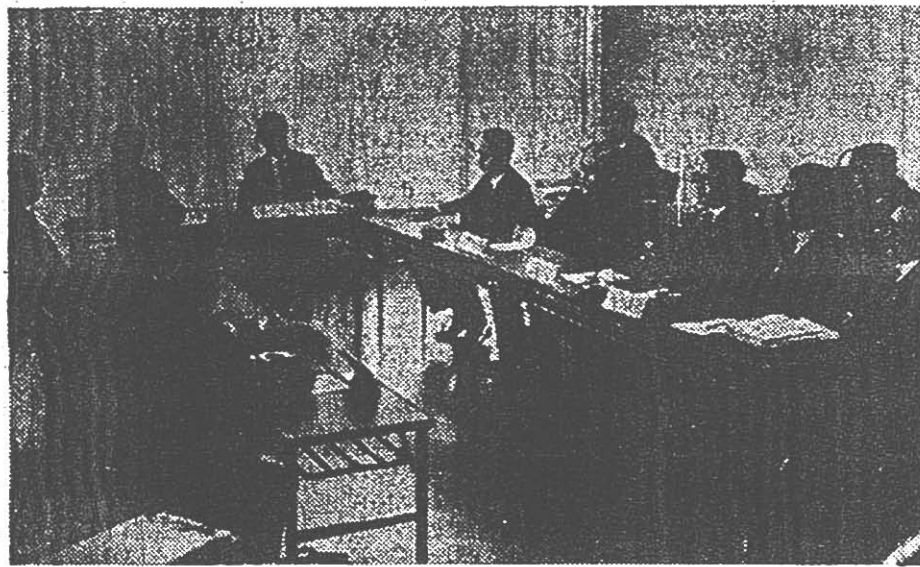
すなわち、見舞い金契約の第一条第4項に「水俣病患者診査協議会が、症状が安定し、または軽微であると認定した患

者」とあり、さらに第三条に「本契約締結日以後において発生した患者(協議会の認定した者)に対する見舞い金」とある。「患者認定」ということは、ここで初めて姿を現わし診査協議会は、その後の患者診断の性格を明確にしている。

同協議会は、そのスタートにおいて「患者認定即補償」という形をとったため、認定にはきびしい態度で臨んだのである。裏を返せば、チソンの側からは補償問題さえなければ、診査協

議会など無用の存在だったと言えよう。

同協議会のメンバーは七人。その中には、加害者である



チソンの付属病院嘱託医や、熊本県の行政官二人もはいっていたところをみると、かなり政治的色彩の強いものだったようだ。三十五年二月初の診査協議会が開かれ、水俣病患者四人を認定、その後は数人を認定したにとどまり、その年診査協議会が患者について行なつたのは、見舞い金契約による一時金交付に関して症状を判定する仕事だけだった。

死者は認定せず

三十六年九月、患者診査協議会は廃止され、厚生省所管の「水俣病患者審査会」となる。この改組に伴い、武内成男前大教授(第一病棟)、原田謙孝同助教授(小児科)ら三人が新たにメンバーに加わり、審査会委員は十人となった。

新審査会は、三十七年十一月、胎児性患者十六人を認定したが、三十四年から胎児性患者存在の可能性が指摘されていただけに、おそすぎたきらいがあった。審査会の患者認定は、その後も積極的に行かれたわけではなく、三十七年一回、三十八年はゼロ。翌三十九年東議会は「水俣病患者審査会設置条例」十三人を水俣病と認定した異被審者認定審査会(46年4月22日、熊本市水前寺公園「むつみ荘」で)

の付帯決議として「年一回の検査実施」が決められたことは、それまで患者の検診がほとんど行なわれなかったことを示して

の五年間、一度も患者の認定は行なわれていない。患者からの申請がないためでもあるが、ここで「水俣病問題は終わった」という「幻想」がつくり上げられてしま

った。審査会はこの間、チツソの要請で患者の症候判定(ランク付け)を行ない、補償作業に協力した。そこには、潜在患者を捜し出すとする姿勢はなかつた。

四十二年九月、政府が水俣病の公害認定後、認定申請は相次ぎ、死亡した患者の家族からも申請があつたが、審査会

は「死亡者の判定は不可ぬ」という統一見解を発表して、死者を認定から締め出した。その後、武内船大教授が死者を解明し、明らか

かな水俣病の病変を認定したのだった。「公害被害救済法」による現在の熊本県公害被害者認定

審査会が認定したのは四十四年三月、六人の患者が認定され、患者総数は百十一人に上つたが、以後四十四年五月まで

認定したにとどまっている。

審査会委員の姿勢

「われわれがいかに加減な審査をしないから、チツソは認定患者にきちんと補償金を払ってくれる」とある審査員の一人は言つた。医学者としてそこまで加害企業に気をつかう必要があるのだろうか。

新潟水俣病の認定審査員の一人、梅忠男新潟大教授(熊本市出水町四府出身)はいう。「審査会が補償まで考えるのは邪道だ。私はたとえ、昭和電工が裁判で、新潟水俣病の犯人」と決まり、多額の補償金を要求されたとしても、熊本より甘いと指

摘されている認定基準を交えるつもりはない。それが医学者の立身だ」

未認定患者の行政不服審査請求を審理中の厚生省は、武内船大教授、梅新瀧大教授から参考意見を聞いたが、「熊本県の認定方式に疑問がある」(武内教授)、「熊本県の認定基準はきびしすぎる」(梅教授)と、それぞれ指摘した。熊本県の審査会は内外から強い批判を受け、揺れに揺れている。事態を重視した厚生省は「新潟と熊本の認定に差があるのは問題だ」として、その「調整」に乗り出す動きを示している。

「きびしい審査基準」

厚生省、新潟と調整の動きも 熊本、揺れ動く批判に

メモ

◇審査会メン 伊藤水俣保健所長の十人。現在の審査委員は徳臣船大

- バー▽水俣病 第一内科教授(会長) 武内同
- 十四年当時)は貴田船大小児 第二病理学教授(副会長) 立
- 科教授(会長)、徳臣同第一 津同神経精神科教授、原田同
- 内科助教授、大橋水俣市立病 体研小児科教授、神原同第一
- 院長、浮池水俣、岩北医師会 病理助教授、荒木九大神経内
- 副会長、細川新日野付属病院 科助教授、大橋水俣市立病院
- 囃託、浜橋果衛生部長、伊藤 長、三島光國院長、朝原水俣
- 水俣保健所長の七人。 岩北医師会副会長、伊藤果
- 三十七年水俣病患者審査会 衛生部長ら十人。
- となり、貴田船大小児科教 ▽新潟県のメンパーは三国
- 授、原田同助教授、徳臣第一 政吉新潟大眼科教授(会長)
- 内科助教授、武内同第二病理 はじめ、新潟大の神経内科、
- 学教授、大橋水俣市立病院 小児科、整形外科、耳鼻咽喉
- 長、三島同助院長、浮池水俣 科、神経外科、内科、毒病人
- 、岩北医師会長、水川新日野 科、精神科の主任教授九人と
- 付属病院長、浜橋果衛生部長、新潟県医師会会長の十人。

審査会が認定したのは四十四年三月、六人の患者が認定され、患者総数は百十一人に上つたが、以後四十四年五月まで